（陳受27第16号）
保健所等における動物の殺処分に係る施設見学を義務教育課程に含むことを求めることに関する陳情

受理年月日	平成27年12月７日
陳　情　者	

陳　情　の　要　旨

かねてより、東京都も含めて全国的に、飼い主を失った野良犬等の動物が保健所に収容され、受け入れ先が見つからずに殺処分され続けている。東京都福祉保健局管轄で、平成25年度においては、犬76頭及び猫1,236匹の計1,312体が、殺処分されている。

これは、専ら人間の勝手な行動により、もともと飼われていた愛玩動物が捨てられ、野生の厳しい世界にさらされたあげく、捕獲され、甚だグロテスクな施設へ収容され、殺害されるという、我々人類と同様に感情を持った動物を、著しくじゅうりんする残虐非道たる行為である。当該施設は、かのナチス・ドイツのアウシュヴィッツ＝ビルケナウ強制収容所と何ら変わらない。

収容動物は、決して安楽死ではなく、意識清明な状態で、多くを金網袋にまとめて押し込められるのだが、猛烈な恐怖のあまり激しく鳴き叫び、抵抗し、周囲の壁には爪のひっかき傷が残るくらいであり、狭い真っ暗な金属製の箱、つまり毒ガス室に詰め込まれ、ガスを注入され、もがき苦しみ、激しくけいれんし、失禁及び嘔吐し、白目をむき、じわじわと死に至り、処分直後に床が崩れ、当該ガス室直下のさらなる箱に乱暴に落下し、焼却され、粉砕された石灰のごとく骨が残る。これらは、動物愛護の精神に著しく反するものであり、看過できない。

また、近年、全国的に青少年による動物または人間に対する残虐非道たる猟奇的な虐待、傷害または殺害等の事件が発生している。幼少期から、保健所等における動物の殺処分のおぞましい実態を把握させることで、動物も含めた命の大切さを植えつけ、将来、無責任な動物の飼い主にならず、または動物もしくは人を虐待することのない、真っ当な人間へ成長することが見込まれる。

以上の趣旨から、保健所等の動物収容施設における、当該動物の殺処分に係る部分の施設見学を、義務教育課程に含ませることを求める。